特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者

及び無料船員職業紹介事業者の方へ

特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者等」といいます。）は、雇用関係助成金の取扱いを希望する場合、一定の条件に従って適正な取扱いをすることについて同意する旨の同意書を主たる事務所（本店等）の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することにより、その取扱いを行うことができます。

　Ⅰ　雇用関係助成金を取り扱うことができる職業紹介事業者とは

雇用関係助成金（「雇用関係給付金」ともいいます。）を取り扱うことができる職業紹介事業者等は、職業安定法第４条第７項の特定地方公共団体〔通知〕、同条第８項の職業紹介事業者（有料職業紹介事業者〔許可〕、無料職業紹介事業者〔許可・届出〕）又は船員職業安定法第6条第4項の無料船員職業紹介事業者（無料船員職業紹介事業者〔許可・届出〕であって、厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官（以下、「職業安定局長等」といいます。）の定める項目について同意し、事前にその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に、同意する旨の同意書の提出を行った事業者です。

　Ⅱ　取り扱うことができる雇用関係助成金は

　同意手続きによって職業紹介事業者等が取り扱うことができる雇用関係助成金は以下のとおりです。

　このうち「雇用給付金」は、就職困難な労働者を雇い入れる事業主に対して支給される各種助成金の総称です。この助成金を取り扱う職業紹介事業者等は、その紹介によって労働者を雇い入れて当該助成金を受給しようとする事業主に対して、当該助成金受給の必要書類である職業紹介証明書を発行できることとなります。

　また、「再就職給付金」は、事業主が離職する労働者のために行う再就職支援を、有料職業紹介事業者に委託した場合にその費用の一部を助成するものであり、現在のところ１種類だけです。この助成金を取り扱う有料職業紹介事業者は、当該助成金を活用して労働者の再就職支援をしようとする事業主から当該再就職支援の実施委託をうけることができることになります。（注：支給機関は、国（都道府県労働局）です。）

【Ａ　雇用給付金】

１　特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

２　特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）

３　特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）

４　特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

５　特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）（取扱終了）

６　特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）（取扱終了）

７　特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

８　特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

９　地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

10　トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

11　トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）

12　トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）

13　特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）

【Ｂ　再就職給付金】

１　労働移動支援助成金（再就職支援コース）

　Ⅲ　厚生労働省職業安定局長等が定める項目（同意条件）

職業安定法第48条の規定に基づいて定められている「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者のさい責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成１１年労働省告示第１４１号。以下「指針」という。）」第５の６により、雇用関係助成金の支給に関して職業安定局長等が定める条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守するものとされています。なお、この指針に反する場合には、職業安定法第４８条の２に基づく指導・助言、第４８条の３に基づく改善命令の対象となる可能性があります。

　つまり、雇用関係助成金を取り扱うために、以下に掲げた同意条件について同意手続きを行った職業紹介事業者は、この同意条件を遵守する必要があるということです。

　雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等に同意いただく「厚生労働省職業安定局長等が定める項目」（同意条件）は以下のとおりです。

1. 雇用給付金又は再就職給付金を取り扱う場合に共通する条件

　 ア　雇用関係助成金制度の適正な運用

* 1. 雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。
  2. 雇用関係助成金の支給を受けようとする事業主による雇用関係助成金の不正受給の幇助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないこと。
  3. 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。
  4. 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。

イ　同意制度の適切な手続き

1. 都道府県労働局長の指示により、雇用関係助成金に関する取扱いを行う職業紹介事業者等である旨を示す職業安定局長等が定める様式の標識を、同意書に係る事業所一覧に記載した事業所の見やすい場所に掲示すること。
2. 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。
3. 同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその１か月前までに提出すること。
4. 同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合又は事業を廃止した場合、又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなり、事業主管轄労働局が文書によって雇用関係助成金の取り扱いの無効を文書によって通知した場合は、ただちに事業主管轄労働局に対して標識を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取り扱いができなくなった旨を周知してトラブルが発生しないようにすること。
5. 雇用給付金を取り扱う場合の条件
   1. 事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。
   2. 雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手続きに従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。
6. 再就職給付金を取り扱う場合の条件
   1. 事業主に対して、再就職給付金の制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。
   2. 申請事業主に対する「退職コンサルティング」（※１）を、職業紹介事業者自ら又は他の会社等と「連携」（※２）によって行わないこと。
   3. 申請事業主から受託した再就職支援の対象者であって再就職給付金の支給対象となりうる者（以下「支給対象者」という。）に対して、委託契約の日の翌日以降「助成対象期限」（45歳未満の者については離職日の翌日から6ケ月後、45歳以上の者については9ケ月後）までの間に再就職が実現できるように、職業相談等の再就職支援を積極的に行うこと。
   4. 支給対象者の再就職状況については、次によって把握を行い、再就職が実現した場合は、再就職支援を受託した申請事業主に対して、速やかに、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行って報告すること。

ａ　助成対象期限までの間は、支給対象者の求職活動とその成否を確実に把握すること。

ｂ　職業紹介事業者自身による職業紹介の成否のみならず、支給対象者自身の求職活動の結果についても把握すること。

ｃ　再就職が実現した場合は、その再就職先の事業所名と、採用時の賃金と雇用形態について把握すること。

* 1. 次の事項について、事業主管轄労働局に対して定期的に報告すること。なお、報告された内容については、厚生労働省が厚生労働省のホームページにおいて公表することについて了解すること。

ａ　支給対象者への再就職支援に係るサービス内容

ｂ　支給対象者の再就職率（対象者のうち助成対象期限までに雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者として再就職できた者（以下「再就職者」という。）の割合）

ｃ　再就職者のうち、再就職先の状況が一定基準（無期雇用のフルタイム、かつ再就職先の賃金が離職前の8割以上）を満たす者の割合

ｄ　再就職支援の委託契約料の支払い時期等（委託契約直後と再就職実現後の支払額の割合。例えば、「委託契約直後に支払総額の50％を支払い、再就職実現後に50％を支払い」など。）

* 1. 申請事業主との間で行う再就職支援の委託契約において、可能な範囲で次の点を満たすように努めること。

ａ　再就職支援の委託契約料の支払いについて、委託契約直後の支払総額の50％未満とすること。

ｂ　再就職者の雇用形態が期間の定めのないもの（パートタイムを除く）であり、かつ再就職先の賃金が離職前の8割以上であった場合、委託料を5％以上割増とすること。

※１「退職コンサルティング」とは、再就職援助計画または求職活動支援基本計画書の対象となる退職が決定し当該再就職援助計画または求職活動支援基本計画書をハローワークに申請または提出する日以前に、再就職支援を受託する職業紹介事業者または職業紹介事業者と連携した会社等が申請事業主に対して行う働きかけであって、解雇・退職勧奨・希望退職募集等の人員削減に関して、①その実施を提案すること、②制度設計の支援（対象者の選定基準の設定を含む）をすること、③実施方法（対象者との面接方法を含む）のコンサルティング（相談・助言・研修、マニュアル・参考資料の提供等）をすることをいう。

　それが法令違反に該当するか否か、有料であるか否か、契約を交わしているか否か、人員削減方針やその公表があるか否か、人員削減の具体的方法が決定しているか否か、申請事業主からの依頼があったか否かを問わない。

　なお、再就職援助計画または求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定する前の接触であっても、人員削減の働きかけを伴わない形で行われる、本コースの対象者となる退職者が具体的に決定した後に行うこととなる再就職支援サービスや本コースの内容の説明・情報提供は退職コンサルティングに含まない。

※２「連携」とは、申請事業主から再就職支援業務を受託する職業紹介事業者と、申請事業主に対して退職コンサルティングを実施する会社等（職業紹介事業者の関連会社であるか否かを問わす、弁護士や社会保険労務士など個人を含む。）との間で、退職コンサルティングの受託やその実施に係る情報の交換又は再就職支援業務の受託やその対象者の増加に係る情報の交換が行われることをいう。なお、その情報交換は、文書、電話、メール等の手段のいずれかを問わない。

　　　　Ⅳ　雇用関係助成金に係る取扱いを行うための手続きは

　　　　雇用関係助成金の取扱いを行うための手続きは以下のとおりです。

1. 同意書の提出

厚生労働省職業安定局長等が定める項目について同意した上で、雇用関係助成金に係る取扱いを希望する職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者は、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」をその主たる事務所（本店等）の管轄の都道府県労働局長あて提出してください。

　また、複数の事業所で雇用関係助成金に係る取扱いを希望する場合は、その事業所分を取りまとめて一つの同意書として提出してください。

　なお、職業安定法第３３条の２の規定により厚生労働大臣に届出を行い無料の職業紹介事業を行う者又は船員職業安定法第40条第1項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う者（学校等）は管轄の公共職業安定所に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」を提出してください。

1. 同意書受理通知書及び標識の交付

　「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」及び「雇用関係助成金に関する取扱いを行う者である旨を示す標識」が都道府県労働局長から交付されます。また、学校等に対しては、公共職業安定所を通じて交付されます。

　なお、雇用給付金に係る標識は緑色の標識、また再就職給付金に係る標識はオレンジ色の標識が交付されます。

1. 標識の掲示

　上記②の標識を雇用関係助成金に係る取扱いを行う各事業所の見やすい場所に掲示してください。

1. 有効期間

　厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介事業を行う者は、許可の満了する日までの期間内で希望する期間です。また、厚生労働大臣に届出を行って職業紹介事業を行う者及び国土交通大臣の許可を受けて又は国土交通大臣に届出を行って無料の船員職業紹介事業を行う者は有効期間を定めません。

（注意）雇用関係助成金の支給に関し、自ら不正な行為を行い、又は関係者の不正行為を助長した場合及び同意事項を適切に履行しない場合には、上記④の有効期間内であっても、同意書受理通知書及び標識を返還していただくこととなります。

様式、添付書類等詳しくは最寄りの都道府県労働局で確認してください。

様式については、愛知労働局ホームページでも確認いただけます。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\_seido\_tetsuzuki/\_121796/\_120129/\_120171.html

厚生労働省・都道府県労働局

愛知労働局　あいち雇用助成室

〒460-0003　名古屋市中区錦二丁目１４番２５号

ヤマイチビル１１階

電　話　　０５２－２１９－５５１９

ＦＡＸ　　０５２－２１９－５５４３